

有効期間満了日 令和8年3月31日

熊交企第534号

令和2年12月22日

交通事故分析官及び交通事故分析員の設置について（通達）

総合的な交通事故分析を推進し、より効果的な交通事故抑止対策を実施するため、下記のとおり交通事故分析官及び交通事故分析員を設置することとしたので、その効果的な運用に努められたい。

記

1 設置等

交通企画課に交通事故分析官及び交通事故分析員を置く。

(1) 交通事故分析官

交通事故分析官は、「熊本県警察の組織に関する訓令」（昭和59年3月15日本部訓令甲第2号）第4条に規定する「事故分析官」をもって充てる。

(2) 交通事故分析員

交通企画課交通事故分析係に配置された警察官及び一般職員を交通事故分析員とする。

2 任務

(1) 交通事故分析官は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 個別の交通事故に対し、多角的見地から具体的な検討を加えた調査・分析を行うこと。

イ 交通事故分析に必要な分析システムを構築、活用すること。

ウ 傾向分析

○ 効果的かつ効率的な交通事故抑止対策の企画

○ 諸対策の効果検証

○ 交通事故情勢等の県民に対する情報発信

に資する分析を行うこと。

エ 交通部内各課及び警察署等が実施する分析に対する必要な助言、指導を行うこと。

オ 交通事故統計の正確性及び全国的な斉一性を確保するための指導教養を行うこと。

カ 死亡事故及び社会的反響が大きい交通事故等が発生した場合における現場調査を行うこと。

キ 交通事故統計への計上可否を検討する必要がある死亡事案が発生した場合に

おける調査を行うこと。

(2) 交通事故分析員は、次に掲げる任務を行うものとする。

ア 交通事故分析について、交通事故分析官を補佐し、交通事故統計及び分析業務を行うこと。

イ 警察署等の現場担当者に対し、交通事故統計分析に関する指導教養等を行うこと。

ウ 交通事故分析に必要な分析システムを構築、活用すること。

エ その他、統計分析に必要な事務を行うこと。